

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080010	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第3項及び同基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2	3才未満児の給食の外部搬入については、特区の認定を受けた公立の保育所のみ行うことが可能である。	幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満3歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。 「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園への対応を要望するもの。	現在、本市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。 子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、本市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。 そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。	A	Ⅲ	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置することとされている。	公立幼保連携型認定こども園における外部搬入容認事業	1005010	安城市	愛知県	内閣府 文部科学省 厚生労働省
080020	文化財保護法による史跡名勝天然記念物の現状変更に関する制限の緩和	・文化財保護法第125条第1項 ・文化財保護法施行令第5条第4項第1号 ・文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について(平成12年4月28日付け庁保記第226号、文化庁次長通知)	・史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。(法125条第1項) ・一部の事務は都道府県又は市教育委員会に権限委譲している(令第5条第4項第1号)	文化財保護法125条等により、史跡名勝天然記念物の現状変更が制限されているところ、許可権者が地域の活性化に資すると認める行為については許可できるようにしていただきたい。	広島市には、広島城跡という「広島」の原初を物語る重要な史跡があるものの、その魅力を十分に活かされておらず、ヒロシマの顔としての世界遺産・原爆ドームのある平和公園のみが国際観光地というような状況に陥っている。 例えば、広島が自然の川を堰として太田川河口デルタに築城された海城であることを啓蒙するための手段として、広島城の御堀を生簀としてウナギを養殖し、「鯉城うなぎ」を新たな広島食文化にするという形で地域の活性化を図ろうにも、文化財保護法第125条等の規制により、実現できない状況にある。 よって、この状況を打破するため、文化財保護法第125条等の規制を緩和し、現状変更に当たる行為(現行制度では許可されない行為)であっても許可権者が地域の活性化に資すると認める行為については許可できるよう、規制緩和を求めるものである。 この規制緩和により、史跡名勝天然記念物の有効活用が可能になり、「広島」築城の精神が見直され、425年の太田川「広島」文明史が正しく評価される、といった効果が見込まれる。	D		○文化財としての価値を損なわない形で、文化財の積極的な活用を図っていくことは有意義であり、その観点からの現状変更については実際に許可しているところ。 ○本件については、提案の具体的な内容は不明であるが、上述のとおり文化財保護法の特組みの中で検討し、内容によっては実現も可能なもので、まずは当該地域の教育委員会と十分に協議いただきたい。		1008010	鯉城うなぎ研究会	広島県	文部科学省
080030	公立大学法人の知的財産権の出資に対する規制の緩和	地方独立行政法人法 ・第21条 ・第70条	公立大学法人の行う業務は「大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理」並びに「これに附帯する業務」に限定されており、これ以外の業務を行うことは認められていない(地方独立行政法人法第21条、70条)。 このため、公立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業を実施する者に対する出資については、公立大学の業務に該当せず、認められないものと解されている。	公立大学法人の行う業務は「大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理」並びに「これに附帯する業務」に限定されている(地方独立行政法人法第21条、70条)。この規制を緩和し、特区の特例として認められた公立大学法人は、法人が自らベンチャー企業への出資を行うことを例外的に認めることを要望する。これにより、優れた研究成果(知財)をもってベンチャー企業として起業する場合に、大学が支援することにより、特区での地域活性化、成長戦略実現に資することとなる。	<特例を設ける趣旨>大学発の有望な研究成果が産業化されることは地域社会の活性化にとって重要な役割を果たす。一方で設立間もないベンチャー企業は企業としての経営基盤が弱く、不安定な存在である。ベンチャー企業の社会的信用の補完として公立大学が出資を行うことは有用であり、公立大学法人がベンチャー企業に直接出資して、経済活動の活性化を図り、地域活性化の起爆剤となるように推進したい。 <出資の方法> 大学が保有する知財(特許)を大学発ベンチャー企業に現物出資する。 現物出資に対する価格評価方法については、特許群の現物出資の場合はこれまでに要した特許費用及び開発経費の一部とする。特許群の一部現物出資についても、同様にこれまでに要した特許費用、今後の特許費用概算及び開発経費の一部から算出する。 出資価格の適正評価については、顧問契約している特許法律事務所への評価依頼及び監査法人での評価依頼を元に大学の発明委員会にて審議して決定する。 なお、出資の意思決定については、大阪市立大学産学官連携推進本部が大学発ベンチャー企業への支援が適当であるかを判断のうえ、本学役員会及び本学教育研究評議会における承認を得ることを必要とする。	F	I	地方独立行政法人制度においては、国の独立行政法人制度の考え方にない、法人の業務等が自己増殖的に膨張することを防止するため、対象業務を厳格に定めるとともに、出資についても明確な法律上の根拠を要することとされてきたところ。 また、公立大学法人の運営費の多くは設立団体が負担していること、公立大学法人が解散したときの残余債務は設立団体に帰属するとされていることなどから、公立大学法人の財務状況は、地方公共団体の財政運営に多大な影響を与えるものと考えられる。 さらに、地方独立行政法人法上、収益事業を実施することは想定されておらず、公立大学法人がベンチャー企業に出資することを可能とした場合、実質的に収益事業の実施とみなされる事態を許容することになりかねないことから、このような特例措置を設けることについては、極めて慎重に検討しなければならない。 このようなことから、仮に、公立大学法人の研究を社会に還元するため公立大学法人が他の法人等に対して出資を行うことを認めるとしても、上記のような地方独立行政法人制度の趣旨や経済的リスク等の観点から、外部の有識者の意見等も踏まえつつ、どのような手法によるものが適当かも含め、出資の目的や出資先となる者の範囲、出資に係る手続き等について、十分な検討を行い決定することが必要であり、直ちに措置することは困難。 そのため、国立大学法人の制度も踏まえ、①公立大学法人が出資を行うことの是非、②出資を行うことを認めるとした場合の出資の方法・目的や出資先の範囲、③出資を行う場合に必要となる手続き等について検討し、平成27年度中に結論を得ることとする。		1001010	大阪市、大阪市立大学	大阪府	総務省 文部科学省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080040	国際バカロレアDPの教育を行う各種学校が学校(一条校)として認定を受ける場合の教育課程の弾力化	—	国際バカロレアDPの教育を行いつつ、学校教育法第1条に規定する「学校(一条校)」としての認定を受けることは、設置者要件等を満たすことにより可能である。教育課程の編成・実施については、学習指導要領に沿った教育を行った上で、内容事項を追加する等して国際バカロレアDPの教育を行うことが可能である。	国際バカロレアの認定を受けたインターナショナルスクール(各種学校)が、学校教育法第1条に規定する「学校(一条校)」として認定を受けようとする場合には、教育課程の編成・実施について要件を満たしたものとすよう弾力化を求める。	文部科学省は国際バカロレアの趣旨を踏まえた教育を推進しており、日本再興戦略(H26.6.14)では国際バカロレア認定校を2018年までに200校とする目標を掲げている。一方、海外の研究者やビジネスマンなど外国人高度人材を受入れるためには、子弟の教育環境の整備を図ることが必要である。そこで、日本人子弟の教育の選択肢を広げることによって、より多くのグローバル人材の育成を目指すとともに、外国人子弟の教育環境の整備を図ることによって、国際的に活躍できる人材を数多く確保し、世界と関わる地域を目指す。現状は、国際バカロレアを取得したインターナショナルスクール(各種学校)が学校教育法第1条に規定する「学校(一条校)」として認定を受けようとする場合、学習指導要領に基づくカリキュラムの設定などが制約となり、一条校に認定されることが難しくなっている。また、義務教育課程の日本人子弟を各種学校に通わせても、就学義務を履行したことにならない。よって、国際的に認められる大学入学資格を取得することができ、かつグローバル人材の育成に資する国際バカロレアの認定を受けたインターナショナルスクール(各種学校)が一条校になるうとする場合には、教育課程の編成・実施の要件を満たしたものとすよう弾力化を求める。	D	—	現行制度において、国際バカロレアDP(以下、DP)の教育を行いつつ、一条校としての認定を受けることは、設置者要件等を満たすことにより可能である。具体的には、一条校においては、DPの科目のうち、対応する科目が学習指導要領にあるものについては、学習指導要領に準拠した内容に、DP固有の内容を加えて指導し、対応する科目が学習指導要領にないものについては、学校設定科目として開設することにより、DPの教育を行うことが可能である。また、英語を用いて授業を行うことについては、教育課程特例校制度を用いることにより実施可能である。なお、「教育課程の編成・実施の要件を満たしたものとすよう弾力化」については具体的な内容が不明であるが、必要に応じて御相談されたい。		1028010	愛知県	愛知県	文部科学省
080050	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることとしている。	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	① 保育所を保育所型認定こども園として認定するに当たり有期認定とする理由は、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するためとのことであるが、新たな幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様の役割を持っているが、有期認定ではない。 ② 来年度から実施予定の子ども・子育て支援制度では、市町村では保育等のニーズ調査を行い、5年間の需給計画を策定し、県においてもそれを踏まえ5年間の計画を策定することとされていることから、あえて認定に有効期間を設定し、5年ごとに都道府県が需給状況に鑑みて判断する必要性は無いと考えられる。 以上のことから、保育所型の有期認定は廃止すべきである。 提案理由: ①有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。 ②保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ることができる。	B-2	I	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間については廃止することとされている。		1030080	兵庫県	兵庫県	内閣府 文部科学省 厚生労働省
080060	廃校となった公立小中学校を農林水産物の加工施設に転用する場合に係る財産処分手続の緩和	○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ○公立学校施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について(平成20年6月18日付文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)	国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を有償で貸付・譲渡する場合、国庫に納付することとなる補助金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てることを条件に、承認申請手続の上、国庫納付を不要としている。	国庫補助事業完了後10年以上経過した小学校等の廃校を、農林水産物の振興などの公益性の高い用途に利用する場合は、有償での貸付や譲渡等の財産処分の手続きを大臣への承認申請から報告事項にする。	<背景> 少子化に伴う児童生徒数の減少等により、特に中山間地域等においては、廃校となる小、中学校の施設が多く発生している。このような廃校は、貴重な地域資源であり、地域の実情に応じて大いに活用することが望まれている。 中山間地域においては、農林水産業は基幹産業であり、この廃校を地域の農林水産物を利用した加工施設等に活用し6次産業化を推進することで、地域の農業者等の所得の向上や仕事場の創出にも繋がること期待される。 ※ 熊本県の小、中、高校の廃校数は、平成16~25年度の10年間で196校 <提案理由> 廃校を活用する場合の財産処分の手続きについては、既に大幅な簡素化や弾力化が行われているものの、有償で貸付や譲渡等を行う場合は大臣への承認申請となっている。このため、国庫補助事業完了後10年以上経過した廃校を公益性の高い用途に利用する場合については、有償であっても貸付や譲渡等の財産処分の手続きを大臣への承認申請から報告事項にする。これにより、更なる廃校の利活用や、廃校を活用した農林水産物の加工施設の整備による6次産業化を推進することができる。	F	IV	有償で貸付・譲渡を行う場合、当該譲渡対価等を全て補助事業者等に帰属させることは、補助対象財産の取得のための補助金であることや、補助事業に係る収益の納付を補助条件とすることができる補助金等適正化法等の趣旨に照らして適当ではなく、「公立学校施設整備費補助金等」に係る財産処分の承認等について(通知)4(2)に定めた方法により算出される補助金相当額(以下「補助金相当額」という。)の国庫納付を条件に付すべきである。 ただし、既存施設の有効活用の観点から、公立学校施設整備費補助金等にて取得等した財産においては、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を有償で貸付・譲渡する場合、補助金相当額の国庫納付の条件を付すことに代えて、補助金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てることを条件として付した上で承認しており、弾力的な対応を図っている。 交付官庁として、算出された補助金相当額や積立先の基金について、その適正性を確認し、是正の余地を確保するため、承認申請の手続きを求めているところである。 当該承認申請について、今般の提案内容を踏まえ、基金積立をすることを条件として、報告事項に簡素化することを検討する。	農林水産業を基軸とした地方創生プロジェクト	1032050	熊本県	熊本県	文部科学省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
080070	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	<p>●具体的事業の実施内容</p> <p>獣医師養成機関の空白地域である四国(愛媛県今治新都市)に新しい大学獣医学部を設置し、四国地域の獣医療技術レベルの向上はもとより、国際的な信頼を得られる獣医療技術レベルを目指すため、「危機管理支援」、「二次診療・高度獣医療」、「卒後教育・人材育成」の三大機能を有し、従来型の獣医師養成教育にとどまらず、「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の議論のまとめ」にもある社会的ニーズへの対応も踏まえた、『新たな獣医療教育体制』を整える。</p> <p>●提案理由</p> <p>◎『新たな獣医療教育体制』を目指す新しい大学は、四国ゾーンにおける人獣共通感染症等に対応する危機管理の支援として、地域の特性に応じた「広域的な地域危機管理の支援拠点」となる。</p> <p>また、動物診療に対する高度化・専門化が進んでいる中、グローバル時代に対応した国際水準の獣医療技術レベルへの向上を目指した、「最先端の動物二次診療・高度獣医療の拠点」となり得ると共に、現役獣医師の知識や技術の「国際水準に通じた卒後教育拠点」となる。</p> <p>さらに、「協力者会議の議論のまとめ」において、「獣医師養成機関の全国的な配置について意を用いる」とされているところである。</p> <p>◎社会的ニーズとして、持続的経済成長戦略のキーとなる規制緩和と新規経済成長産業の開発・育成を考えると、IPS細胞に代表されるライフサイエンス分野を支える獣医師の育成が不可欠である。新しい大学は、疾病の防止・公衆衛生の進展など人間の健康の確保に寄与する獣医学の知見の有用性を背景に、ライフサイエンス分野で活躍できる「優秀な人材や研究者及び教育者を養成する拠点」となる。</p>	F	Ⅲ	<p>入学定員を含む獣医師養成の在り方については、文部科学省に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、検討を行ってきたところである。</p> <p>研究協力者会議における「議論のまとめ」が6月に取りまとまったところであり、「議論のまとめ」を踏まえ、引き続き、獣医師養成を目的とした従来型の獣医学教育にとどまらず、社会的ニーズを踏まえ新たに対応すべき分野を含め、平成26年度内に速やかに検討を行う。</p> <p>なお、平成26年5月の「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」(構造改革特別区域推進本部決定)において、「平成26年度内に速やかに検討を行う」とされたところ。</p>		1 0 3 3 0 1 0	愛媛県 今治市	愛媛県	文部科学省
080080	私立幼稚園の設置認可等権限の移譲	学校教育法第4条第1項第3号、私立学校法第4条第1項第2号、第8条第1項、第9条第1項、私立学校振興助成法第9条、第10条	<p>学校教育法 第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(事情において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。(略)</p> <p>三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事 私立学校法 第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。</p> <p>二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校</p> <p>第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第九条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。</p> <p>私立学校振興助成法 第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。</p> <p>第十条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第四条、第八条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。</p>	<p>●私立幼稚園の設置認可等権限の移譲</p> <p>私立幼稚園の設置認可権限、私立学校審議会の設置権限、運営指導・補助金交付権限を大阪府から大阪市へ移譲する。</p>	<p>・子育て支援や教育等、市民生活に直結する事務事業については、基礎自治体が地域の実情に合わせた行政サービスを提供する必要がある。</p> <p>・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新制度に移行する私立幼稚園の教育標準時間認定子どもに対する施設型給付費に関する事務や「認定こども園(幼保連携型)」の認可については政令指定都市及び中核市が行うこととなるが、私立幼稚園の認可については、都道府県の認可権限となり権限・窓口が二元化することとなる。</p> <p>・当該地域における住民・利用者のニーズに的確に対応し、子ども・子育て支援新制度の趣旨である質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するために、私立幼稚園の設置認可、指導及び補助金交付の権限並びに財源、私立幼稚園の認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会」の設置運営権限を大阪府から大阪市内へ移譲し、窓口、権限を一元化することが不可欠である。</p> <p>・なお、大阪市内の事業者からも、当該地域における住民・利用者のニーズに的確に対応するために、基礎自治体である大阪市内に私立幼稚園に関する窓口、権限を一元化することが期待されている。</p>	C	I	<p>私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村の幼児児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。</p> <p>現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校に係る設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等の事務については、都道府県に一元化されており、権限の移譲については、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。</p> <p>また、子ども・子育て支援新制度の施行を間近に控えた現時点で私立幼稚園の認可権者を変更することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。</p> <p>従って、幼稚園の設置認可等の権限移譲については、子ども・子育て支援新制度の施行状況等を踏まえて慎重に検討する必要がある。</p>		1 0 3 7 0 1 0	大阪市	大阪府	文部科学省